

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び地方公務員法の一部  
改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の概要

**第1 改正の趣旨**

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和6年法律第42号）に伴い、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、所要の規定の整備を行う。

**第2 改正の内容**

- (1) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等(第1条関係)
  - ア 介護を申し出た職員に対する個別の周知及び意向確認（改正後の岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例第22条の3関係）
  - イ 勤務環境の整備（改正後の岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例第22条の4関係）
- (2) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第20条の規定により、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第3項が同条第2項に繰り上がるに伴う引用規定の整理（第2条関係）

**第3 施行期日**

令和7年4月1日

## 岩見沢市条例第 5 号

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例（昭和26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「規則で定める者」の次に「(第22条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第22条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第22条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。